

被相続人居住用家屋等確認書の発行について（様式1-2）

1 申請方法

- ・ 「**被相続人居住用家屋等確認申請書（様式1-2）**」に必要事項を記入のうえ、下記2にある添付書類とあわせて、空き家相談窓口（まち再生・創造推進室内）へ申請してください。
- ・ 申請書類等は、窓口へご持参いただくか、郵送でお送りいただくかの方法で提出してください。なお、担当者が不在の場合もあるため、ご持参いただく際は**事前に御連絡ください**。
（TEL：075-231-2323，受付時間：午前9時～午前11時30分，午後1時30分～午後5時）
- ・ 相続人が複数（共有相続）で同時に申請する場合でも、**各々、申請書、添付書類を一式御準備ください**。
- ・ 確認書の発行について、郵送を希望される場合は、**返信用封筒（※返信先の氏名・住所記載、郵送料分の切手貼付け（定型封筒の場合は84円【申請者1名分】）も御提出ください**。
※ 郵送料金が不足していた場合は、「不足料金受取人払い」にて送付しますので、あらかじめ御了承ください。

2 添付書類

添付書類については、提出いただいた後にお返しできませんので、必要に応じてコピーしたものを提出いただいても構いません。また、**以下の書類以外に、申請内容を確認するために追加で書類提出を依頼する場合がありますので、あらかじめ御了承ください**。

書類	備考	
①被相続人の「除票住民票の写し」	<ul style="list-style-type: none"> ● 相続発生日以降の日付であれば、取得日は問いません。 ● 老人ホーム等に入所していた場合に、別の老人ホーム等へ転居されていれば、被相続人の戸籍の附票の写しも必要です。 ● 除票住民票に記載の住所と、売買契約書に記載されている当該家屋及び敷地の所在地が異なる場合は、代替書類や補完書類が必要になるため、あらかじめ御相談ください。 ● 遺産分割協議をされている場合は、遺産分割協議書等のコピーも御提出ください。 	
②相続人の「住民票の写し」	<ul style="list-style-type: none"> ● 家屋の取壊し日以降の日付で取得してください。 ● 相続時から取壊しまでの間に転居されていた場合は、現住所の住民票の写しの他、戸籍の附票も必要です。 ● 相続人が複数いる場合は、相続人全員の住民票の写しの提出が必要です。 	
③家屋取壊し後の敷地等の売買契約書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ● 売買契約書から申請書に記載の譲渡日が確認できない場合、譲渡日が分かる書類（引渡確認書、土地の登記簿謄本など）も提出してください。 	
④家屋の閉鎖事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ● 家屋の滅失登記後に法務局で取得してください。 	
⑤以下(i～ii)のいずれかの書類		
i	電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 使用場所、使用中止日（契約廃止日）、発行日が確認できる書類を提出してください。 ● 使用中止日（契約廃止日）は、相続時から取壊しまでの間である必要があります。
ii	宅地建物取引業者による広告（現況空き家であり、除却する予定であると表記があるもの）	<ul style="list-style-type: none"> ● 宅地建物取引業者により広告が行われていたものに限りません。 ● 広告やチラシのホームページを印刷したものでも構いません。 ● 発行日が記載されていて、その日付が相続時から取壊しまでの間である必要があります。 ● 建物解体後の敷地のみが掲載されている広告は無効です。
⑥更地の写真	<ul style="list-style-type: none"> ● 家屋取壊しから譲渡までの間に撮影したもの（日付は手書きで 	

		も構いません)。
【老人ホーム等に入所していた場合は、以下の⑦～⑨も提出が必要】		
⑦要介護、要支援認定等を受けていたことを証する書類		● 介護保険の被保険者証、要介護認定等の決定通知書などが必要です。
⑧老人ホーム等の名称、所在地、施設の種類の確認できる書類		● 施設への入所時における契約書等を提出してください。施設を転々とされていた場合は、全ての施設が必要です。 ● 被相続人の住民票を老人ホーム等へ移されていない場合は、退所日が分かる書類（利用明細書等）も必要です。
⑨以下(i～iii)のいずれかの書類		● 老人ホーム等に入所してから相続時まで、被相続人が被相続人居住用家屋を一定使用し、かつ、事業の用等に供されていないことを確認するため。
i	電気、水道又はガスの契約名義(支出人)及び使用中止日が確認できる書類	● 使用場所、使用中止日(契約廃止日)、発行日、契約名義人(原則、被相続人)が確認できる書類を提出してください。 ● 使用中止日(契約廃止日)は、相続から取壊しまでの間である必要があります。
ii	老人ホーム等が保有する外出、外泊等の記録	● 被相続人が、被相続人居住用家屋へ外出、外泊していた記録(老人ホーム等が作成したもの)を提出してください。
iii	その他要件を満たしていることを容易に認めることができる書類	● 老人ホーム等に入所してから相続時まで、被相続人居住用家屋を宛先住所とする被相続人宛ての郵便物等を提出してください。

3 注意事項

- **家屋の取壊し後に、敷地の譲渡を行う必要があります**ので御注意ください。
- **確認書の発行まで通常2週間程度かかります**。ただし、申請書や添付書類に不備や追加がある場合は、さらにお時間をいただく可能性があります。
また、確定申告の時期が近くなると、申請件数の増加が予想されます。**税務署への確定申告の時期を考慮し、できるだけ早めに申請いただきますよう、御協力ください**。
- 老人ホーム等に入所していた場合は、平成31年4月1日以降に譲渡されたものが対象となります。
- 本市から確認書の交付を受けた場合でも、本特例を受けられない場合もあります。**本特例の適用の可否、制度の詳細については、管轄の税務署へお問い合わせください**。

4 申請先

京都市 都市計画局 まち再生創造推進室(空き家相談窓口)

住 所：〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電 話：075-231-2323

受付時間：午前9時～午前11時30分及び午後1時30分～午後5時

(土・日曜日、祝休日、年末年始を除く。)